

豊中市図書館育成団体市費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本市における家庭及び地域文庫活動の発展を促進し、子どもの読書活動の推進を図るために子ども文庫活動を行う団体に対し、豊中市教育委員会が予算の範囲内において交付する補助金について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金交付対象団体)

第2条 この要綱の規定による補助金の交付対象となる団体は、豊中子ども文庫連絡会とする。

(補助金交付対象事業)

第3条 この要綱の規定による補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家庭及び地域文庫のリーダー養成のための相互研さん
- (2) 子どもの読書に対する市民啓発
- (3) 図書館や関係機関との協力及び連携
- (4) 前3号の事業に必要な調査及び研究

(補助金交付対象経費)

第3条の2 この要綱の規定による補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び食糧費に限る）、賃金、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費

(補助金の交付申込み)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申込書（規則

別記様式第 1 号) に、次に掲げる書類を添えて、豊中市教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第 1 号）

(2) 収支予算書（様式第 2 号）

（補助金の交付決定の通知）

第 5 条 教育長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（規則別記様式第 2 号）により、その内容及び交付の条件を通知するものとする。

（実績報告）

第 6 条 補助金の交付を受けた者は、補助金交付対象事業の完了後 30 日以内に補助事業等実績報告書（規則別記様式第 3 号）に、次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第 3 号）

(2) 収支決算書（様式第 4 号）

（関係書類の整備等）

第 7 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の支出並びに関係書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、地方自治法第 199 条第 7 項の規程による市監査委員の監査があった場合は、速やかに対応しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度に支給する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度に支給する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度に支給する補助金から適用する。

附 則（平成28年4月1日一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から実施し、同日以後に交付する補助金から適用する。